

## おおいた子ども・子育て応援県民会議設置要綱

(平成17年4月1日制定)

### (設置)

第1条 次代を担う子どもの成長と子育て家庭を社会全体で支援するための取組を定めた「大分県次世代育成支援行動計画（おおいた子ども・子育て応援プラン）」（以下「県行動計画」という。）の着実な推進に向け、次世代育成支援対策を全県的な広がりの中で展開するため、おおいた子ども・子育て応援県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 県民会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)県行動計画に基づく施策の効果的な推進及び進行管理に関すること。
- (2)次世代育成支援対策の全県的な広がりのある取組の推進に関すること。
- (3)その他次世代育成支援対策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 県民会議は、40人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、県内の各種団体の役員、学識経験者、一般公募に応じた者等のうちから知事が委嘱する。
- 3 県民会議に会長及び副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、公募の方法によって選任された委員の任期は1年以内とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 県民会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

### (部会)

第6条 県民会議に、部会を設置することができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会には部会長を置き、会長が指名する。

### (事務局)

第7条 県民会議の事務局は、福祉保健部少子化対策課に置く。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 おおいた子ども育成県民会議設置要綱(平成13年6月5日制定)は、廃止する。

### 附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。